

農推第2522号
令和7年9月26日

関係各位

大阪府環境農林水産部農政室長

病害虫発生予察情報について

標記について下記のとおり発表したので送付します。

病害虫発生予察 特殊報 第2号

病害虫名：シナチクノメイガ *Eumorphobotys eumorphalis* (Caradja,1925)

1 発生作物 タケ類

2 発生地域 羽曳野市、八尾市

3 発見の経緯

- (1) 令和7年5月31日、羽曳野市に設置する予察灯に疑義虫が捕殺され、以後も捕殺が続いていた。7月10日に予察灯近くの竹林を調査したところ、葉につとを作り食害しているノメイガ類の幼虫が見つかった。病害虫防除グループで飼育したところ、8月5日にシナチクノメイガと思われる成虫が羽化した。同虫を農林水産省神戸植物防疫所に同定依頼したところ、シナチクノメイガと同定された。
- (2) 令和7年8月下旬、八尾市内のたけのご生産を行っている竹林でノメイガ類が発生し葉を食害しているとの通報があり、現地を調査したところシナチクノメイガ疑義幼虫を採取した。病害虫防除グループで飼育・観察したところ、9月10日にシナチクノメイガが羽化した。
- (3) 府内では本虫による農業被害が確認されたのは今回が初めてである。

4 国内の発生状況

本種は、近年本邦への侵入が確認された外来種であり、令和2年に愛知県で初めて発生が確認された。その後、静岡県、山梨県、神奈川県、東京都、千葉県、栃木県、兵庫県、京都府及び大阪府で発生が確認されている。

農作物（タケ類）における被害としては、令和6年に京都府で初めて確認され、同年10月1日に特殊報が出されている。

5 形態と生態、被害

(1) 形態

- ・本種はチョウ目ツトガ科ノメイガ亜科に属し、成虫は開長30～40mmで我が国のノメイガ類の中では大型。触角は糸状で前翅前縁の先端部はゆるく曲がり、雌雄で前翅の色が異なる。前翅には目立った模様や斑紋がない。
- ・雄の前翅は灰褐色で雌より暗色。縁毛は基部が灰褐色となる黄色で先端部と後縁部は暗色を呈す。後翅は灰褐色で縁毛は前翅同様、基部が灰褐色の黄色（前翅後翅共にまれに黄褐色のものもいる）。
- ・雌の前翅は黄褐色で雄より明るい色で末端付近にほんのり赤みが差す。縁毛は雄と同様、基部が灰褐色の黄色で先端部と後縁部は暗色。後翅は通常灰褐色で、中央部が淡色となる。
- ・幼虫は、終齢で体長約30mm程度。体色は淡緑色～淡赤白色（写真1）。

(2) 生態

幼虫は葉をとじ合わせてつとを作り中に潜む（写真2）。つとの中や外部に脱出して薄いまゆを作り蛹化（写真3）し、のちに成虫（写真4、5）となる。

(3) 被害

主な寄主植物はタケ・ササ類で、幼虫が葉を加害する（写真6）。多発すると、緑葉が無くなる。若齢幼虫は葉の表面をなめるように食害し白い筋状の食害痕を残す。老齢幼虫は葉をかじって食害する。

6 防除対策

- ・現在、本種に登録のある農薬は無いため、竹林内をよく見回り、幼虫やつづられた葉等を見つけたら、可能な限り除去する事が基本である。
- ・たけのこほ場での食害が激しく、枯死する株も見られるなど被害が急激に拡大していることから、植物防疫法第 29 条第 1 項に基づき都道府県の防疫措置として、たけのこのノメイガ類に対する防除には、当面の間、一部の農薬の使用が可能である。なお、農薬の防除に当たっては、別紙の文書の記載事項を遵守すること。

7 参考文献

令和 6 年 10 月 1 日 発生予察特殊報第 5 号（京都府）



写真 1 老齡幼虫



写真 2 つとの中に潜む幼虫



写真 3 まゆから取り出したサナギの殻



写真 4 羽化した雌成虫（背面）



写真 5 羽化した雌成虫（腹面）



写真 6 竹林での食害

問い合わせ先：大阪府 環境農林水産部 農政室 推進課 病害虫防除グループ
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/byogaicyu/index.html>
TEL: 0 7 2 - 9 5 7 - 0 5 2 0 mail : byogaichu@sbox.pref.osaka.lg.jp

(別紙)

農 推 第2117号
令和7年7月31日

関 係 各 位

大阪府環境農林水産部農政室長
(公印省略)

植物防疫法第29条第1項に基づく措置（たけのこのノメイガ類に対する防除）について

令和7年7月31日に発表した「防除情報（たけのこのノメイガ類の発生について）」について、現時点で野菜類たけのこのノメイガ類に登録のある農薬はありません。

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第29条第1項では「有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、都道府県は、植物を検疫し、又は有害動物若しくは有害植物の防除に関し必要な措置をとることができる」と規定されています。

この度、関係機関との調整の上、府の行う防疫措置として、作物名たけのこ（タケ類（たけのこを収穫するもの））のノメイガ類に対する防除に当面の間、下表に記載された農薬を使用することができるよう措置しました。

当該農薬の登録内容（適用病害虫以外の希釈倍数、使用液量、使用回数等）を遵守することで農産物（たけのこ）の流通には支障ありません。

なお、植物防疫法第29条第1項に基づく本措置が終了した際には、文書及び府病虫害防除グループのホームページ等でお知らせするので、最新の情報を確認してください。

表 大阪府において植物防疫法第29条第1項に基づきタケ類（たけのこを収穫するもの）のノメイガ類に使用できる防除薬剤

農薬名	作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用液量	使用時期	使用回数	使用方法
トアロー水和剤CT (登録番号第14459号)	野菜類 (パセリ、えごま(葉)を除く)	コナガ	1000～2000倍	100～300L/10a	発生初期 但し収穫前日まで	－	散布

注1) 上記薬剤の登録内容は令和7年7月31日時点

注2) 本措置の適用は大阪府内に限るのでご注意ください。

注3) 本剤はチョウ目幼虫が農薬の付着した葉を摂食することで効果を発現するので蛹化後は効果が無い。幼虫発生初期に遅れないよう薬剤散布を実施すること。

なお、希釈倍数、使用液量、使用時期、使用回数、使用方法は、本剤の「野菜類」の「コナガ」に対する登録内容に準ずること。本剤は有機農産物の日本農林規格（有機JAS）に適合する農薬である。

また、上記の農薬の使用にあたっては、通常の農薬の使用時と同様に、農薬を使用した年月日、農薬を使用した場所、農薬の希釈倍数等について帳簿に記載し記録しておくこと。

【本件に関する問合せ先】

〒583-0862

大阪府羽曳野市尺度442

大阪府 環境農林水産部 農政室 推進課
病虫害防除グループ (佐能・松本)

TEL : 072(957)0520

FAX : 072(956)8711

byogaichu@sbox.pref.osaka.lg.jp

令和 7 年 7 月 31 日
大阪府環境農林水産部
農政室推進課病虫害防除 G

農推第 2117 号－植防法第 29 条第 1 項による特例に関する留意事項

- ・当該農薬（トアロー水和剤 CT）は BT 剤（バチルス チューリンゲンシス菌の産生する結晶毒素）でチョウ目害虫の幼虫に対し、選択的に作用し安定した効果を表す。
- ・チョウ目以外の昆虫には影響はほとんどない。
- ・日本農林規格 有機農産物（JAS1605：2024）の附属書 B（規定）表 B.1 に適合する農薬で大阪エコ農産物認証制度でもカウント外農薬である。
- ・BT 剤は各種製品があるが、本剤は北摂地域等で使用実績が豊富である。
- ・本剤は作物群「野菜類」に登録があり、たけのこもその中に含まれているが、対象害虫にたけのこに付く害虫（ノメイガ類等）が指定されていないため通常は使用できない。今回の措置で使用が可能になった。
- ・製品の販売元 OAT アグリオ株式会社の多大な協力の上で本措置は実現している。
- ・本措置はあくまでも例外措置で恒久的に登録を拡大したものではないので、文書に示された登録内容を遵守し適切な使用に努めること。
- ・措置期間は当面 3 年を目途にしているが、その間に農薬登録拡大・新規登録等で当該害虫に対する有効な登録がされた場合は変更することがあるので情報に常に注意を払うこと。

その他、使用にあたって不明点があれば、下記か府農と緑の総合事務所農の普及課やもよりの JA に指導を仰ぐこと。

【本件に関する問合せ先】

〒583-0862

大阪府羽曳野市尺度 4 4 2

大阪府 環境農林水産部 農政室 推進課
病虫害防除グループ （佐能・松本）

TEL：072(957)0520

FAX：072(956)8711

byogaichu@sbox.pref.osaka.lg.jp